

# ヘーゲル『法哲学』の生成と理念(序)

——イルティンク・テーゼとその批判——

水野建雄

一

一九七三年から七四年にかけてイルティンクによって編集刊行された『ヘーゲル法哲学講義一八一一—一八三二』(全四卷)は、一八二〇年に刊行されたヘーゲルの『法哲学綱要—自然法と国家学—』(以下この刊行本を『法哲学』と略記)の成立史に関して、膨大な講義録の編集提示と共に重要な問題提起を行なった。それは「今世紀におけるヘーゲル研究の事件の一つ」<sup>(2)</sup>とも評されるものであった。

ヘーゲルは『法哲学』刊行以前に「自然法と国家学」の講義を、ハイデルベルク大学で一回(一八一七—一八一年の冬学期)とベルリン大学就任直後から二回(一八一八—一九年、一八一九—二〇年の各学期)行なっている。このベルリン最初の一回(一八一八—一九年の講義についてのホイヤー(C. G. Heyer)による講義筆記録は、旧王立プロイセン図書館のヘーゲル遺稿としてそれまでその存在は知られていたものの評価の明るみに出されることはなかったのであるが、イルティンクはこれを編集して、ヘーゲル法哲学研究史の重要なドキュメントとして位置づけた。また、『法哲学』刊行以後ベルリンで合計四回行なわれた講義(一八二二—二三年、一八二二—二三年、一八二四—二五年、一八三一年の各冬学期)の講義筆記録も、イルティンクによってその全貌が明らかにされた。こうしてイルティンク編集版「法哲学」によって、『法哲学』刊行前後の講義筆記録が、ハイデルベルク時代の講義録とベルリンでの『法哲学』完成直前の講義録を除いて、すべて明らかになったのである。

ところが、一九八三年に到って、これまでその存在すら知られていなかった全く新しい資料が、D・ヘンリッヒによって発見され公刊され

た。それは、ベルリンでの第二回目の、『法哲学』に直結する一八一九—二〇年冬学期の講義筆記録であった。<sup>(3)</sup>これは、ヘンリッヒが語るように、ヘーゲル法哲学研究の基礎を飛躍的に拡大させるはずの画期的新資料である。そしてさらに、同じ一九八三年に、イルティング編の『ヘーゲル法哲学』と、ヘーゲル・アルヒーフの共同研究によって編集された『ヘーゲル自然法と国家学講義』の刊行によって、ハイデルベルク時代の講義についての法学生ヴァンネンマン (P. Wannenmann) による筆記録が明らかにされるに到った。<sup>(4)</sup>

こうして今、ヘーゲルの法哲学講義の全筆記録が出揃ったことになり、『法哲学』研究もこれら講義筆記録の全貌を視野に入れて再検討されねばならなくなったといえる。とくに『法哲学』成立史にかかわる問題にかぎってみれば、ハイデルベルク時代のヴァンネンマン筆記録、ベルリン時代最初のホーマイアー筆記録およびヘンリッヒ発見の筆記録についての理論的研究は、「ハイデルベルク・エンチクロペディー」の検討と共に、不可欠の作業であるといえる。そして現に、新しい資料状況を前にして、ヘーゲルの法哲学を改めて現実的政治状況と体系および影響史の連関の下で再検討しようとする研究が進んでいる。最近行なわれた、ボツフムのヘーゲル・アルヒーフとフランス・ボワチュエ大学のヘーゲル研究グループとの共同研究は、そうした試みの一つであり、その成果は、最新刊の『ヘーゲルの法哲学——ヨーロッパ憲法制度史の連関における——』<sup>(5)</sup>によって公表された。この序文では、これまで未知だったヴァンネンマン筆記録とヘンリッヒ発見の筆記録が、「これまでの研究状況を深め修正して、改めてヘーゲル研究に取りくむべき可能性を示している」<sup>(6)</sup>ことから、共同研究が必然的だったことが語られている。

イルティングがほぼ一〇年前に提示した資料状況の局面ははるかに拡大され、また、その資料分析にもとづいてイルティングが提起した問題も一応の結着をみて、今、ヘーゲルの法哲学を多面的なパースペクティブにおいて新たに検討する方向に進んでいるのである。しかしかかる動向は、「最近の一〇年間の論議は、法哲学と政治的現実との対決という地平上で展開されてきた。しかしこの論議はしばしば、政治状況に直面しての思想上の成果を問うことではなくて、個人の〔体制への〕順応 (Akkommodation) が法哲学の体系的構想にとって……どの程度重要なことであるのかという問いを明らかにしないままにヘーゲル個人の立場を問うことへと短絡してきた」<sup>(7)</sup>という反省を含んでいる。これは、イルティングによる問題提起とそれに対する批判というこれまでの議論についての反省であるといえる。もちろんこのように語るイェシュケは、これまでの議論が無益であったといっているのではなく、かかる議論を基礎にして今さらに先に進む必要性を語っているのである。いったいイルティング問題とそれをめぐる論議とは何であったのだろうか。私たちは、新資料を含むヘーゲルの法哲学の理論的検討という課題に進むために

も、イルティンク問題とそれについての批判的論議を整理しておかねばならないように思う。

さて、イルティンクが提起した問題とは次のことである。すなわち、ヘーゲルは一八一九年の反動的な政治状況の下で「自衛」のために体制に「順応」し、その結果自己の政治的立場を変更して『法哲学』の原稿を「改作」した、したがって『法哲学』はヘーゲルのリベラルな真意を「カムフラージュ」(Tarnung)した著作であって、「このテキストの信憑性は否認されねばならない」(Iting, I, 120)というものである。<sup>(8)</sup>全くの尋常ならざる状況下で生み出された『法哲学』は「一つの著作」ではあっても、「基準となりうる叙述とみなすわけにはいかない」(Iting, I, 113)と云うことである。本小論では、このイルティンクが提起した命題——イルティンク・テーゼとよんでおく——およびそれに対する批判について、(1)『法哲学』における叙述の変容の問題、(2)順応と立場変更の根拠の問題、(3)ヘーゲルのリベラル性(Liberalität)に関する問題にしたがって、これを整理し、合わせてイルティンク・テーゼの有効性の範囲を確認しておきたいと思う。

## 二

前述のテーゼは、その『ヘーゲル法哲学講義』第一巻に付された長大な序文において次のように語られている。

『法哲学』の根本構想はきわめてリベラルであり、また……進歩的であるが、しかしそれにもかかわらず、その根本構想はヘーゲルの順応によつてはなはだ不明瞭にされてしまったことを強調せざるをえない。ヘーゲルは一八一九年五月二日と十一月三日の間に、カールスバート協約およびそのプロイセンにおける布告の影響下にあつて政治的に方向転換したこと、そしてすでに印刷に付すばかりになっていた『法哲学』に、一八一九年一月と一八二〇年六月の間に改作(Umarbeitung)を施し、そしてそれが結果的に復古政治への非本質的ならざる順応になつたこと、このことを疑う理由は何ら存在しない。一八一九年以前のヘーゲルの言表と一八二〇年の『法哲学』におけるそれに対応する言表との間の矛盾は、このことから理解されるのである。(Iting, I, 102)

ここに、イルティンク・テーゼの主題をなす三つの主張が表現されている。第一点は、『法哲学』の基本的立場はリベラルで進歩的であつた

ということである。第二点は順応と立場変更が『法哲学』を改作に導いたということである。日付については説明が必要である。ヘーゲルは、一八一九年五月二日にベルリン・ブルシェンシャフトがベルリンのピツヒェルスベルクで挙行した祝典にベルリンの同僚デ・ヴェッテ、シュライエルマッハーなどと共に招待され参加した。一八一八年に結成された全ドイツ・ブルシェンシャフトは、この頃には内部分裂をおこして、カール・フォンを中心とするギーゼン黒衣派(Giesenerschwarzen)および彼のまわりの小グループの絶対派(Unbedingten)などの急進派とそれから距離をとる穏健派に分かれていた。ベルリン赴任後未だ数ヶ月しか経ていないこの頃、ヘーゲルは少なくとも穏健派ブルシェンシャフトと親密な結びつきがあり、またこの点でもシュライエルマッハーやデ・ヴェッテと結びついていた。しかし、デマゴグ狩り、カールスバート協約実施下の政治的に困難な状況のもとで(これについては次節で問題にする)、一月一三日にはヘーゲルは、イルティングによれば、デ・ヴェッテの解職について当局の措置を支持する発言をして、デ・ヴェッテ、シュライエルマッハー、フリースから、またブルシェンシャフトの政治的活動からはっきり距離をとりはじめ、「彼らに責任を負わせようとした」(Tübing, I, 65)。「すでに一八一九年一月三日に賽は投げられた」のである(Tübing, I, 64)。かくてヘーゲルは、一八一九年一〇月一八日のプロイセン新検閲規定を含む協約実施に直面して、すでに印刷準備の整った『法哲学』の草稿の公刊を断念し廃棄して(イルティングはこれを「失なわれた草稿」とよんでいる)、一八二〇年六月二五日に『法哲学』序文を完成するまでの間に、改作した。

第三点は、したがって、一八一九年三月二五日に終了したベルリン最初の法哲学講義と一八二〇年公刊の『法哲学』との間に、同一主題を扱いつながりそこを明らかな叙述の矛盾、変化が存在するのも、この順応、立場変更と改作のためである、ということである。

『法哲学』におけるヘーゲルの政治的立場の解釈についてはこれまで多くの議論があり、また、多義的解釈と議論を許すようなヘーゲル自身の叙述もあるのである。だから、ほぼ三点にまとめることのできるイルティング・テーゼは、ヘーゲル法哲学解釈に対する一つの解答であったと考えてよい。そこで、まず第三点の「叙述の変化」についてイルティングの所説から考えておきたい。イルティングはこのことについて、主として、イルティングが『法哲学』の「改作」以前の原初形態とみなすホーマイアー講義筆記録を『法哲学』と対比させつつ、理性Ⅱ現実命題、君主権論、フランス革命観の三つの論点をあげている。

(一) 理性Ⅱ現実命題

周知の「理性的なものは現実的であり、現実的なものは理性的である」ということばを語るヘーゲルの本来の発想の

うちには、イルティンクによれば、「自由の実現」を妨げる当時の歴史的現実に対する戦いは必然的であり、ヘーゲルの哲学こそこの戦いの同盟者である、という自覚があった。イルティンクは、ホーマイアー筆記録の中の講義序文の「哲学は、理性的なもののみが生起しうることを認識するのだから、外的な個別的諸現象は、なお依然として理性的なものに対して頑強に抵抗するように現われるかもしれない」(Ulting, 232)ということばこそ、自由を本質とする理性の実現のための、哲学も関与する戦いを意味し、これがこの命題の真意なのだと思えるのである。さらにイルティンクは、ヴァンネンマン筆記録(一八一七—一八年)のうちに見られる「理性的なものは生起しなければならない。というのは、憲法は『民族精神の』発展だからである」ということば、また、一八二一—二三年の間のH・ハイネの報告に記された「理性的なものはすべて存在しなければならない<sup>(9)</sup>」ということばにも言及し、これらが示すように、この命題は歴史的観点から叙述されていることを強調している。ところでイルティンクのこの命題解釈は、ヘンリッヒの新発見資料(一八一九—二〇年の講義筆記録)によって裏づけられた。ここでは、この命題は「理性的なものは現実的になる。そして現実的なのは理性的になる」(Henrich, 51)と表現されている。理性 $\parallel$ 現実の二重化の公式はこの場合、「現実と理念の統一からでてくるのではなく、自己を実現する抗しがたい力によって現実がその固有の形態に到達する」(Henrich, 15)ということである。「理性的なものが存在しうる」、「理性的なものは生起しなければならない」、「理性的なものは現実的になる」という表現は、いずれも歴史的論的意味からの発想されている。これがこの命題のもともとの意味であった。しかし、これが一八二〇年の『法哲学』において両項が「である」で結ばれることによって、歴史的現実に対する批判的対決の基礎が奪われて、「現存の諸関についての哲学的祝福」(Ulting, 1, 82)を意味する表現へと転化した。『法哲学』において歴史論的観点が制度論的観点によって隠蔽され放逐されているこの事態を、この命題そのものが含む多義性としてではなく、現実との和解を説く一つの突出した命題だとして、イルティンクはそこに、ヘーゲルの立場変更を推測するのである。

しかし命題の差異と変化は、はたして立場変更に帰着する問題といえるであろうか。「である」が含意するものは、なおよく考えてみなければならぬし、また、このことを立場の変化に結びつけるためには、その証拠が提示されなければならないだろう。

(一) 君主権の叙述 一八二〇年の『法哲学』の中で、ヘーゲルは君主権について「全体——すなわち立憲君主制——の頂点であり始源である」(Rph, §273<sup>(11)</sup>)と語っている。これに対して一八二一—二三年の講義(ホトー筆記録)では、君主として必要とする人間を、「然り」を語り、

Iのうえに点を打つ(画竜点睛の最後の点を打つ)人間である。というのも、頂点というものは、性格の特殊性が重きをなすのであってはいけなからである」(Iting, III, 764)と語っている。ホーマイアー筆記録では「空虚な最終決定ということが君主権をなしている」(Iting, I, 382)と語っている。これらはいずれも君主権の形式性を表現している。ヘンリッヒの資料では、この形式性は一層徹底されて一種の記号として語られる。「国家のうちに生起するものはすべて、君主の名前と力によって生起する。名前とは、だから、最終的な現実性である。名前は、表象が個別者を個別者として取りあげる記号である。——裁判官は完全に自立しているにもかかわらず、君主の名のもとに語る」(Henrich, 250 f.)。そしてハイデルベルク時代の講義(ヴァンネンマン筆記録)に遡ると、君主の形式性が明確に表現されて、「個人としての君主に帰属するものは、単に究極的な形式的決定の契機だけである」と語られる。<sup>(12)</sup>『法哲学』前後の講義、しかも『法哲学』以前に遡れば遡るほどはっきりと表現される、この、いわば君主形式論ないし君主記号論という「リベラルな」理解の脈絡からみれば、『法哲学』における君主の扱いはいかにも突出しているようにみえる。だからイルティンクは、この差異と突出を、ヘーゲルの言表上の相違にかかわることではなく、状況に強いられた立場変更起因するといっているのである。

(三) フランス革命の叙述 イルティンクの要点は、一八二〇年の『法哲学』以前の「フランス革命と共に『理性的国法』の発現が成就した」(Iting, I, 35)という思想を、ヘーゲルは『法哲学』ではもはや発表していないということである。とくにイルティンクは一八一七年のヴェルテンベルク民会論文をとりあげ、そこで「フランス革命のはじまりは、理性的国法がこれを抑圧した実定法と特権の集団に対して行なった戦いとみなさざるをえなかった」(Iting, I, 34)とするフランス革命への評価が、三年後の『法哲学』では、「全くはじめから思想によってはじめ、たんに信じこまれた理性的なものだけを国家体制の土台としようとした」(Rph. §258A)試みであるというように転換されていて、『法哲学』はもはやフランス革命の積極的評価を含んではない」(Iting, I, 35)と語るのである。ヘーゲルは『法哲学』において、一八一七年の自己の立場を重要な点で放棄した。この放棄も前述の二つの事例と同様にヘーゲルの政治的立場の変更に由来する。これがイルティンクの論点である。

さてイルティンクはこのように、『法哲学』に表現をみる典型的な特異性を、抑圧的復古体制への「順応」と「立場変更」——単に党派的政治参加の意味での変更ではなく、政治理論そのものにおいて表現をみるような変化——にもとづくと考えるのである。しかしイルティンクのコ

の見解は、どこまで妥当性をもちうるであろうか。イルティング・テーゼが成果をもつためには、少なくとも『法哲学』がヘーゲルの他の政治理論資料とは本質的に異なっていることが示されねばならない。例えば、ヘーゲルがイエナ初期の一八〇一—二年から体系構想の思索を開始したとき、それまでの「政治的自由の徹底的実現」という政治的見解から断絶して移行していった立場は、イエナ—ベルリン時代を通じてもはや根本的には変化することはなかったとする、思惟の連続性を主張する見解<sup>(13)</sup>に対して、『法哲学』の本質的な独自性(特異性)が明らかにされねばならないのである。イルティングは一八八四年に急逝したため、このような問題について詳述することはできないままに終わったが(おそらくこの『ヘーゲル法哲学講義』第五巻で包括的議論を展開するはずであったと思われる)、少なくとも現在、以下のような批判・問題点が提起されるのは避けえない。

(一)『法哲学』における理性⇨現実命題において、ヘーゲルは現実への批判的対決を放棄して、真実のところ、当為と存在の「和解」を語ったのであろうか。多分そうではないであろう。むしろヘーゲルはおそらく、当為はつねに存在と結びついて現われざるをえないのだ、ということ<sup>(14)</sup>を語っている。したがってこれは、存在と当為の「和解」というようなことではなく、存在を遊離した当為に対する批判、存在と当為の二元論に対する批判として読まれるべきであろう。イエナ初期の『フイヒテ哲学とシェリング哲学の体系の差異』の論文において、ヘーゲルは、「真の哲学」は「絶対者」と「分裂」という二つの契機において成り立つことを語った。真の哲学はこれらを契機としつつ「存在を生成として」「分裂を絶対者の理念として」「有限なものを生として」構成されるはずのものであった。分裂のうちに絶対者を把握すること、すなわち分裂において実現される理性を把握することが、イエナ初期の公式であった。近代社会はまさしく「分裂」項として、絶対者の部分として現出している。そして、そうしたあり方で根源的統一を歴史的に保持する形態となっている。「理性的であるべき」とは、分裂における理性の存在の自覚という自己形成を意味する。当為は要請ではなく、存在によって基礎づけられる。したがってこの命題は、ヘーゲルのプロイセンに対する関係という外的連関からではなく、「ヘーゲルの国家哲学を了解するための解式」<sup>(14)</sup>として読まれねばならないだろう。それは一つの当為批判である。H・オットマンは、イエナ期憲法論文がすでに当為批判を含むこと、一八〇二年の論文では、これが「現存するものの理解以外のいかなる目的も働きも」もたないとして述べられていることを語って、次のように述べている。「一八二〇年に空虚な当為の要請と主観的にすぎない『概念』がすでに実現された理性を把えないのと同じように、一八〇二年にすでに、『でき事とでき事の自由な把握との間に立て』られる概念

と目的は、世界との『真』の満足を妨げるといわれている<sup>(15)</sup>と。

この命題はたしかにホーマイアー筆記録とちがって多義的な解釈を許す叙述であるが、その相違は、「ヘーゲルが自由に処理できる多くの解釈を許すいまわしの可能性をすべて用いたということ<sup>(16)</sup>」であるかもしれない。そしてこの「可能性」の背後に、何ほどか検閲への配慮が働いていたかもしれないが、しかし、このことを順応と立場変更には、なお明確な証拠を必要とするだろう。

(二) 君主権の問題についてオットマンは、これは「イルティングの主張する一八一九年のヘーゲルの立場変更と結びついた時事的関係にあるのではない」と語って、君主権問題における「リベラル」か「復古的」かという要素はすでに一八〇五―六年の『イェナ実在哲学』にも認められるとし、「ヘーゲルは当時すでに市民と君主を『空虚な結合』とよんでいる。……他方では君主に関してすでに、『君主は絶対的決定の意欲のエネルギー』といわれる<sup>(17)</sup>」と説明している。そして、君主の決定権に含まれる「空虚」と「最終的」という二重の意味は、一八一九年以前にも以後にも見られ、また一八二〇年にもみられることで、復古体制への順応と立場変更の問題とはいかなる点でも結びつかない、立憲君主制をめぐる体系的根本問題として考えるべきことに注意を促している。また新資料を分析したヘンリッヒもこのことをほぼ追認している。君主権問題のうちには、「一方と他方〔リベラルな面と君主権の擁護〕は、ヘーゲルが国家概念を、精神の論理的形態のそれ自身のうちに区別をもつ自己充足的な現実として、彼の論理的概念の体系のうちにはめこんだ、そのやり方から直接生ずることである。……この国家に関する思想はヘーゲルにとっては、形而上学的構想から直接でてくることであって、政治的性質をもつ方向や選択からでてくるのではない」(Henrich, 26)。君主権の叙述における『法哲学』の特異性と順応というイルティングの考えは、ヘーゲルの思想の連続性と矛盾するという点において、また、本来体系的分析と形而上学的構想によって証明すべきことを歴史的に論証しようとした点において、不十分である。これらの点について反証がないかぎり、また順応と立場変更の確実な証拠がないかぎり、叙述に差異があることと順応との間には必然性はないことになる。「ヘーゲルは君主主義者であったが、それは決して政治的傾向からのことではなくて、理論的義務からのことであった」(Henrich, 31)。

(三) ヘーゲルのフランス革命に対する評価は、一八二〇年の『法哲学』において積極的評価から消極的評価へと急旋回したといえるであろうか。すでに一八〇七年の『精神現象学』において、ヘーゲルはフランス革命の過程を見すえて、抽象的自由としての「普遍的自由」が現実的意志として「個性性の一者」に集中される場合、そこに、自由の自己破壊と一者以外は一切の否定が出現するが、しかし同時に、自己否定から創



造が可能となる弁証法を語っている<sup>(18)</sup>。革命の進行の中のテロに対する批判と同時に、革命の挫折がカント・フイヒテに代表される「道徳的精神」を生み出す、その革命の重大な意義をも認めるのである。このような単純に肯定か否定かを語りえない、フランス革命に対するヘーゲルの態度の両義性は、『法哲学』にも存するのであって、革命の消極的評価が『法哲学』のみに固有なものとして叙述されているとするのは、ここでも、思惟の連続性からの批判をもちこたえることはできない。

さて、以上のような各テーマについてのイルティンダの問題提起とその批判によって、私たちは結局のところ、「叙述の変化」と「順応」ないし「立場変更」との間には必然的關係はない、と考えざるをえない。少なくとも關係を立証するヘーゲルの現実關係における証拠がはつきりしないかぎり、そう考えざるをえない。さらに進めてこの「叙述の変化」の原因として、検閲に対するヘーゲルの配慮(不安)を読みとったとしても、しかし、そこまでにとどめておくべきであろう。この節で扱った「叙述の変化」の問題にかかわることについて、ヘンリッヒは次のように語っている。「(一八一九—二〇年の)講義の序言と刊行本の「序文」の關係からすでに興味深い問題がみられる。序言はすでに「序文」の根本構成にしたがっており、「序文」の印象深いメタファーの若干のものをを用いているが、このことからさらに、講義の序言と刊行本の序文は同一歩調で起草されたこと、したがって、一八一九年の印刷原本は対応する序文をすでに所有していたかもしれないことがでてくる。しかし、後に実際に印刷された序文は、広いメタファーを豊かにし、ヘーゲルおよび彼の上司の敵対者に対する誹謗を混じえているばかりか、たとえヘーゲルの根本的立場の枠組のうちにあっても、その哲学的立場における移動がみられる。こうした移動が生じたことになった形成過程がどのようなものであったかは、いざれ詳しく説明されることになるであろう」(Henrich, 310 f.)。しかし、「結局のところ、ヘーゲルの政治的な立場規定における一切の動揺は、彼の政治理論の根本規定から生み出されている」(Henrich, 30)と。

### 三

一八二〇年の『法哲学』は、その理性観、君主観、革命観において他の諸講義録に比べて著しく多義的解釈を許容する表現をもつが、しかしそうした事態は、まず、体系的理論的に詳細に検討されねばならない事柄に属する。しかし、こうした事態の背景としてイルティンダが提起した問題、すなわち、ヘーゲルは復古体制下の検閲強化という状況に強いられて体制に順応し、政治的立場を変更するという——しかもその変更

が個々の現実的利害のカムフラージュにとどまらず理念的関心のカムフラージュでもあった——、ヘーゲルと状況との関係の問題は、イルティンク・テーゼに関して、もう一つの検討課題である。

一八一九年の状況はヘーゲルにとって、立場を変更し『法哲学』草稿を「改作」するほどに衝撃的なものであったか、という問題である。もちろん、ヘーゲルはプロイセン「国家哲学者」として全く安全であった——このような理解は今やほとんど維持しがたいものとなっている——わけでは決してなく、ドイツ、ブルンシュヴァフトとの精神的結びつき、デマゴグ狩りの下でのヘーゲルの重要な弟子たちの相次ぐ逮捕のなかで、「こうした事態はますます続き、憂鬱な時間の中でいよいよ悪化して行く」(Br. II, 216)<sup>(19)</sup> 身边を憂慮せざるをえないほど不安定ではあったのである。この状況の緊迫度から、イルティンクはヘーゲルにおける「順応」と「改作」を想定するのであるが、しかしそのためには、その想定が根拠が示されねばならない。

イルティンクがその証拠の最も重要なドキュメントとして提示しているのは、ヘーゲルの記した一通の書簡である。したがってイルティンク・テーゼの適否は、この書簡をいかに解釈するかにかかっているとみえるのである。ここでは、この書簡を綿密に分析したH・C・ルーカスとU・ラマイルの論文——ルーカス論文とよんでおく——を中心に考えてみたい。

さてその書簡とは、一八一九年一〇月三〇日付のクロイツァー宛の書簡である。ヘーゲルは八月一二日に夏学期講義を終了すると、九月一日からバルト海のリューゲン島に旅行し、九月二三日にベルリンに帰っている。そして十月二十五日には冬学期の講義を開始した。旅行中の九月二〇日に連邦議会がカールスバート協約を決議し、講義開始一週間前の一〇月一八日にプロイセン新検閲規定をもつ協約が布告された。これらのでき事がこの書簡の背景にある。ヘーゲルはここで、まずクロイツァーから贈られた二著への感謝を述べ、次に自分の生活の近況について、デ・ヴェッテやアスベルスの様子と共に「鬱屈気の快活さを増大させるのに寄与しない」当地の姿を語った後で、問題となる自分の著作について次のように語っている。

私はご返事をすっかり遅らせてしまいました、それというのも、法哲学の若干のボーゲン(余りに乏しいのですが)と一緒にご返事するつもりだったからです。誰もあなたほどに研究に熱心で活発であるというわけにはいきません。——私は連邦協約が届いたときに、すぐに

印刷させるつもりでございました。私たちは今、私たちの検閲がどういう事態なのか知っているので、私は今これを近々印刷に付すでしょう。(Br. II, 220)

ヘーゲルは遅くとも一八一九年三月以降『法哲学』執筆に従事していた。『法哲学』公刊についてヘーゲル自身が最初に言及した、三月二六日付ニートハンマー宛書簡で、ヘーゲルは「私はライプチヒ見本市になお一つの著作(私の自然法)を書くことになっています」(Br. II, 213)と語っているからである。この見本市は、ライプチヒで年三回行なわれる見本市のうち、秋のミカエル見本市だろうと、ルーカス論文は推定している。また、一〇月二五日から始まる「自然法と国家学」の講義予告では「まもなく刊行される入門書によって」と記されている。これらことからこの時期、ヘーゲルは『法哲学』執筆に専念していた。しかし、著作は予定通りには刊行されなかった。

「連邦協約が届いたとき」という表現が、カールスバート協約の「布告」(一〇月一八日)にかかわるのではなく、その「議決」(九月二〇日)に関係する点については、イルティンクもルーカス論文も一致している。イルティンクの想定は、まず、ヘーゲルは一八一九年夏もしくは初秋には「やっと草稿が完成して」、印刷に付すばかりの原稿をもっていたが、しかしカールスバート協約がまずこの公刊を不可能にした(Liing, I, 64)ということである。<sup>(21)</sup>連邦議会決議の「二〇ボーゲン条項」は、「通常の書物の形で、もしくは分冊刊で刊行される著作、印刷して二〇ボーゲンを強くこえない著作は、いかなるドイツ連邦国家においても州当局の予知許可なくして印刷に付されるはならない」と規定しているため、イルティンクは、「ヘーゲルの著作は当時の草稿の形ではおそらくかなり少ない分量であったのであり、したがって、この理由からすでに即刻の印刷はもはや不可能になった」(Liing, I, 64)と考えるのである。そして一〇月末の協約「布告」によって、協約を踏みこえるプロイセン新検閲規定が明らかになった。一七八八年の古い検閲規定では、①学問研究の著作・文書は、他の一切の検閲から自由であること、②大学で印刷された著作、文書は当該学部の検閲にのみ付されること、というものであったが、この大学・学問における検閲の自由が、新検閲規定の「学問研究と大学に対してこれまで与えられてきた検閲の自由は、これをもって向こう五年の期限で停止される」という条項によって、廃棄されるに到った。ヘーゲルがこの書簡で、「検閲の自由がどういう事態になっているか知っている」と表現しているのは、このことに関係している。しかし、「知っているのだから、印刷に付す」とはどういうことであろうか。この「だから」(Da)の中に、イルティンクは一つの推定

を読みこむ。

すなわち、一〇月末の新規定が明らかになったとき、「ヘーゲルはそれでもやはり、印刷をただちに始めることを決定できなかった。彼はそれでもむしろ『近々印刷に付す』つもりであった。このことはおそらく次のことを意味しているであろう。つまり、ヘーゲルはカールスバート協約が周知になる前に公刊することを決めていたその草稿に、予め変更を加えようとしたのだ、ということである」(Iltting, I, 65)。イルティングは、まず、協約の九月の「決議」をヘーゲルが知る時点で、ヘーゲルは『法哲学』の印刷に付すばかりの完成草稿をもっていったこと、そしてその草稿は二〇ボーゲン以下のものであったろうということを前提として、検閲事情が悪化していくこの一〇月末の時点で「近々印刷に付す」と述べているのは、検閲を通過しうるだけの変更がなされているかぎりではいえることなのだ、と推測するのである。「検閲の自由がどういう事態なのか知っている」という表現は、草稿に変更を加えざるをえないほど検閲が厳しくなっている、その状況を説明する証拠といえる、ということである。イルティングはこの個所についてはそれ以上のことは説明せず、印刷に付すばかりの完成草稿を改作するようにヘーゲルを強いたものは、ヘーゲル身辺の抑圧的状况、とりわけベルリンの同僚デ・ヴェツテの解職(一八一八・九・八)であったことを推定している。こうしてイルティングは、ヘーゲルが、この完成草稿に「非本質ならざる訂正を加えざるをえ」ず(Iltting, I, 67)、しかもそれは「明らかに自衛(Selbstschutz)から自覚的に行なわれた立場変更の表現であった」(Iltting, I, 65)と結論するのである。

「今近々印刷に付す」という表現についてのイルティングのこのような解釈に対して、ルーカス論文は、この表現はそのような解釈を与えるものを何も含んではいないといって、全く別の解釈をする。すなわち、ヘーゲルはプロイセン新規定がはっきりした後で「今近々印刷に付す」つもりでいるのであって、イルティングの想定とは逆に、「ヘーゲルは単に、印刷開始の邪魔になっているものはもはや原則的に何もないのだ、と語ろうとしているにすぎない」と述べている<sup>(23)</sup>。

ルーカス論文はまず、イルティングの草稿改作論の前提をなす、一八一九年初秋には完成草稿が存在したという仮定を否定する。ヘーゲルが「印刷させるつもりでいた」と表現する草稿は、印刷準備のできた最初の部分にかかわることであって、最終完成稿ではない。ヘーゲルは依然としてその完成のために辛苦しているのである。だから、クロイツァーの二著のお礼に送ろうとした「若干のボーゲン」とは、その最初のボーゲンをさしている。この時点では草稿は完成していないという想定は、「誰もあなたほど研究に熱心で活発というわけにはいかない」というこ

とばにも符合する。すなわち、ヘーゲルは新著の公刊に向けてまずその一部を印刷にまわし、残りの部分についてはさらに継続的に執筆に専念するつもりでいたのである。執筆時のヘーゲルのこうした遅延、難渋は、ヘーゲルにとっては「普通の事態」であった。ルーカス論文は、『精神現象学』の執筆過程ばかりでなく、『論理学』『エンチクロペデー』の場合もとりあげ、これらの生成過程における執筆の進行と同じ事態が『法哲学』の場合もあてはまることを語っている<sup>(24)</sup>。したがって、「印刷させるつもり」でいて実際はそれが不可能であったのは、改作のためではない。少なくともこの書簡はそのことを何も語ってはいない。それでは、なぜ印刷されなかったのか。

ルーカス論文によれば、ヘーゲルが協約の「決議」を知ったのは一〇月二日である。というのは、一〇月二日のプロイセン国家新聞が「決議」の「最も本質的な部分」を報じたからである。そして一〇月二日にこの新聞が「必要な措置が政府の詳しい規定に委ねられる」ことを伝えたとき、ヘーゲル（および出版社）は「決議」の検閲規定にもとづいて、また、見込まれるプロイセン新検閲規定の不明確さのために、一旦印刷の開始を延期させたのである<sup>(25)</sup>。そして、一〇月一八日に「布告」された協約のプロイセン細則が、一〇月二十六日の「法規集」(Gesetz-Sammlung)で公にされ、おそらくそれによって、ヘーゲルは新規定の全貌を知った。そしてその四日後クロイツァー宛の手紙を書いた。この一〇月末の時点で、ヘーゲルは、草稿の分量にかかわらず検閲を受け著作の印刷・販売の許可を得なければならないことを知っている。だから今ヘーゲルは、新検閲規定に則って「印刷に付」そうとしている。しかし、その決意も実際は実行されなかった。なぜか。

プロイセン新検閲規定の第一〇条には、「印刷人もしくは出版人の印刷する著作を全体的に明瞭な写しの形で検閲に供するか、あるいは、印刷された見本ボーゲンの形で徐々に検閲に供するかは、彼らの裁量に委ねられる。しかし後者の場合、印刷の一部の完成後に検閲官が次くる章句を不許可とみなしたり、その削除によって、既に印刷されたものが無益になったとしても、それは彼ら自身が責任を負わねばならない」という条項がある。印刷が実際には実行されなかったことについて、ルーカス論文はこの条項をひき合いに出して次のように想定するのである。すなわち、印刷ボーゲンの検閲干渉による業務損失の危機のために、「出版人は（ヘーゲルと相談して）布告のうちに見込まれるもう一つの方法、つまり検閲に全体草稿を提供することを決断するに到った。しかし……かかる全体草稿はまだでき上がっていない。したがって印刷開始は改めて延期せざるをえない<sup>(26)</sup>」というものである。以後『法哲学』の執筆は、理論上の満足できる叙述をめぐって激しい格闘が続けられたが、ルーカス論文によれば、「出版社との良好な協調のもとではかどっていった<sup>(27)</sup>」。

『法哲学』生成史にかかわるこれ以後の資料は殆どないが、ただ一つ、ルークス論文が生成史の鍵をなす資料としてあげている一八二〇年六月九日付のヘーゲルの書簡がある。これは、H・シュナイダーが一九七二年に公表した、ニコライ書店宛と推定される新発見書簡である。そこでは、「私はここに一包みの草稿——半分（あるいはそれ以上）——を検閲のために送ります。しかし、私がまもなく後ほど送る残りの草稿も検閲から戻ってくるまでは、この印刷を始めないようにお願いします」と記されている。ヘーゲルは、検閲用の半分の草稿を送るが、この部分の印刷は残りの草稿が検閲をパスするまでは始めないように要求している。ルークス論文は、これは部分草稿の検閲が首尾よく検了することを期待してのことである、と想定する。この部分草稿の検閲ということは、一〇月末の印刷開始予定が全体草稿の完了を期しての延期であったという推測からみれば矛盾であるが、すでに一八二〇年の復活祭見本市カタログに「準備のできた本」としてヘーゲルの『法哲学』を掲載した出版社からの強い要請があつたことかもしれない。いずれにせよこの時点では、検閲条項のなかの全体草稿の提出についてはヘーゲルは注意していない。<sup>(99)</sup>ヘーゲルはこうして、一八二〇年六月五日から六月二五日（「序文」の日付）までの間に執筆を終了した。そして、検閲、印刷、校正のすべてを四ヶ月で終了して、一〇月一〇日には刊行したばかりの本を文部大臣アルテンシュタインに贈った。『法哲学』執筆終了時の六月一四日には、ヘーゲルは文部省より王室学術試験委員会委員に任命されている。

さて、ルークス論文の結論は次の点である。(一)ヘーゲルの著作は、最初の部分の印刷開始の延期にとどまらずそれ以上に検閲措置によって打撃を受け、政治的に制約されて遅れたという推論は、最初の印刷計画時に印刷準備の整った全草稿があることを前提にした場合にだけ言えることであるが、これは文献的証拠によっては維持しがたい。(二)したがって、検閲圧力の下での草稿改作説は支持しがたい。『法哲学』生成の遅延は、草稿完成途上での、ヘーゲルの通常の執筆の難渋に帰着し、それに加えてこの場合には、検閲の扱いに対する不快の念を抱いていたということである。(三)結局、現在の資料状況からみて、「順応」と「改作」というイルティンク・テーゼは維持しえない。プロイセンの復古政治の『法哲学』への影響は、この著作の「内容上の、また論理的、体系的分析に立ち帰ること」<sup>(30)</sup>によって扱われるべき問題である。なお、この観点は一リッヒによって次のように裏づけられている。

イルティンクが、ヘーゲルに順応と立場変更を余儀なくしていく時期と考えた、まさしくその一八一九年秋から半年間に、ヘーゲルが行なった講義の筆記録を分析したヘンリッヒは、「この講義は、『法哲学』で示される政治的立場に関して、復古体制をはるかに擁護しているというこ

とで、前後の講義と異なっているわけではない。むしろ彼の理論の《リベラルな》見解を許容している点では、他の講義課程を凌駕さえしている。ドラマティックに展開する時代状況への順応 (Anpassung) については、「ここではいかなる痕跡も見出されない」(Henrich, 28) と語っている。「ヘーゲルは講義室で、歴史論的視点を偽装して君主の行為の自由を強調するほどに不安を感じていなかった」(Henrich, ibid.) のである。ヘンリッヒによる講義録が出た今、一八一九年秋以降の順応と立場変更を説くイルティンクの想定は、維持しがたいものになっている。ただし、同一時期に講義において「リベラルな見解を説き、著作では多義的に表現するということはありうることもかもしれない。しかし、それについては検閲への配慮以上のことを語るべきではない。「早期の印刷はヘーゲルにとって得策でないものに思えた」と推定しても、「それはこの理由〔検閲への配慮〕からであって、他のいかなる理由からでもなす」(Henrich, 29) としなければならぬ。この問題についてのヘンリッヒの結論はこうである。「きわめてありそうなことといえば、ヘーゲルの著作草稿は、それが同僚、検閲官、上級当局の眼にふれることを知って書かれたという単なる事情が、この草稿と講義のために書かれた草稿とを、著作と講義筆記録の比較が示したような仕方です、この著作草稿に多くの特徴をもたせたということである。ここでは、このすべてのことは未済のままにしておくべきだし、そうせざるをえないのである」(Henrich, 29)。

#### 四

最後に、『法哲学』の根本構想はきわめてリベラルで進歩的である、というイルティンク・テーゼについて簡単にふれておきたい。

ヘーゲルの政治哲学がリベラルであるとは、イルティンクにおいて、それが「自由」の哲学であることを意味している。「ヘーゲルにとって根本的に問題となっていたのは進歩的政治理念であった。……ヘーゲルが『法哲学』のどの章段の冒頭でも自由について論じているのは、偶然なことではなす」(Ilting, I, 101 f.)。さらにイルティンクは、リベラルで進歩的の根本構想との関連で「ヘーゲルの政治哲学の自然法的根本構想」(Ilting, I, 108) という表現を用いている。すなわち、ヘーゲルの哲学は根本において自由の哲学であり、自然法的に構想された哲学である。ところがこれが「順応」によって『法哲学』においては曖昧にされている、というわけである。しかし、「自由」について、イルティンクはこれを現実的な政治党派の意味においてだけでなく政治理論そのものにおいて語っているはずであるし、また、ヘーゲルもこれに独自の意味を

与えているのであるから、とりわけこの場合、「自由」概念は、ヘーゲル哲学体系における意味と機能から考えられなくてはならない問題を含んでいる。すなわち、客観的精神の展開の根拠としての自由といった問題である。

よく知られているように、少なくともヘーゲルの「自由」は精神の本質であり、精神そのものの規定である。精神の自己展開は自由の実現であるが、自由の実現とはその抽象性をみずから剝奪していくことである。そしてこの自由の現実的形態が国家である。精神の自由規定は国家において実現される。ということは、人倫の諸形態、家族、市民社会を含む主観的・客観的精神の諸形態は、国家において制限され制約された自由によって規定されているということである。しかし、制約された自由は自由の真の形態ではない。したがってヘーゲルは、個々人の自由という個的自由は自由の真の形態とはみなさないのである。ヘーゲルは『イェナ実在哲学』（一八〇五—一八〇六）の中で、「個性性と普遍的なもの」の統一を語った。すなわち、「個性性と普遍的なもの」の統一は、今や二重の仕方で見現する。それ自身個性性である普遍的なものに、統治として現存するが、この統治は国家という抽象物ではなく、普遍的なものそのものを目的としてもつ個性性であり、他方の極は、個別的なものを目的とする個性性である。そして兩個体は同じものとして存在する<sup>31)</sup>と述べ、個と普遍の統一における自由を描いている。古代ギリシアに表現をみた、この「幸福な自由」の実体に則しつつ、ヘーゲルは同時に、そこに存する「個別的なものを目的とする」項と「普遍的なものを目的とする」項を、市民と国家という近代的差異として把握していた。そして、近代がこのような自由に対して、フランス革命に頂点をみるような「個性性の絶対的自己知、絶対的自己内存在」(das Sich-absolute-Wissen der Einzelheit, das absolute Insichsein)の原理を出現させるとき、統一は崩壊する。したがって精神は、かく出現する分裂を止揚するより一層の発展を必然とするのである。だからヘーゲルにおいて、個的自由が人倫的政治状況を基礎づけるのではない。このことはイェナ期における近代自然法批判と表裏をなすものであって、イェナ期以後変化することのない立場である。ヘーゲルは、「個性性の絶対的自己知」としての最も個人的な自由とこれに基づく近代自然法とを否認して、そのような、個人に全く依拠することのない「自由」概念を展開するのである。したがって、「自由」の哲学が「自然法的根本構想」を基礎にしているという場合、そこに近代的な個人主義的自然法を考へてはならないのである。

イルティンクにおいては、「リペラル」と「自由」と「自然法」のそれぞれの表現が、理性の実現Ⅱ自由の実現という包括的な政治的表現に包みこまれていて、その意味が必ずしも明瞭にされてはいないように思われる。『法哲学』における「自由」概念は、ヘーゲル固有な理論的意



味で展開されていると考えることができるのであって、そこから「リベラル」と「順応」を推理することはできない。だからR・ホルストマンもイルティンクの「自由」概念の扱いについてこう語るのである。すなわち「近代自然法批判から獲得されたヘーゲルの自由概念から、いかにしてヘーゲル政治哲学のリベラリテートが推論されるのかは、見るのにむづかしいことである」<sup>(32)</sup>と。リベラリテートは、「自由」を語ることでそのもののうちにあるのではない。むしろ、イルティンクがヘーゲルの「宿命的曖昧さ」だと指摘する、国家と倫理、存在と当為の問題のうち、ヘーゲルの本質ないし新しい固有性があるといえるであろう。

イルティンクが「宿命的曖昧さ」とよんで例示したのは、『法哲学』の「人倫」の章の次のことばがある。

しかし内在的で首尾一貫した義務論は、自分の理念によって必然的であるところの、したがって、この理念の全展開である国家において現実的であるところの、その諸関係の展開以外の何ものでもない (Rph, § 148)。

ヘーゲルがここで語っている義務論は、「道德主観性の空虚な原理」ではなく、「客観的であるような倫理的義務論」である。この文章についてイルティンクは、この義務論は「完全な国家の理念が問題の場合にはこのようにいえるとしても、倫理規範がその都度経験的に与えられている国家の規範体系から導かれる場合には、全く承認しがたいものであろう」と語り、さらに、ヘーゲルは「存在と当為、現実と理性の分離の承認をきわめてはっきり拒否したので、彼はつねに体制追従主義的思想家であるという嫌疑にされるのである」(Ulling, I, 110f.)と述べている。ヘーゲルは存在と当為の統一を説く。しかし、存在と当為の分離を拒否するから嫌疑を受けるといい方は、イルティンクの一つの解釈にすぎない。というのは、「統一」はヘーゲルの発想の根幹にかかわることで、状況追従を意味する単なる「和解」ではないからである。

ヘーゲルは当為を、カント的「道德主観性の空虚な原理」におけるように、存在や歴史との対立において考えてはいない。逆に存在が当為を基礎づけるという発想をする。すでにイェナ初期に、あるべき人間の本性という意味での純粋な人間本性、そうした普遍的概念は、時代精神に規定され歴史的に自覚されて自己形成を遂げていくことを確認したが、ここでもヘーゲルは、当為や規範はつねに歴史的に自己形成する動的現実の運動において自覚されるのだ、ということ語っているのである。存在は所与の事実ではなく、たえず可能性にむかって生成する運動態で

ある。したがって、存在と当為の分離は、再びカント的二元論に陥いることを意味する。ヘーゲルはこの二元論の克服として「統一」を考えているのである。義務論は「国家において現実的であるところの諸関係の展開である」という表現は、したがって、二元論を前提とした現実追隨主義を表わすものではなく、二元論そのものを突破する局面を物語っている。

ヘンリッヒは理性＝現実の二重命題について、この思想は「理性形態の現実への運動と現実的なものの理性形態への運動を理性過程の二つの側面として捉える」(Henrich, 15) 思想であると語ったが、それと同じように、存在と当為の両者が相互に浸透し流動化していく生成の運動の場としての現実において、当為は語られねばならないのである。イルティンクは、カント的(あるいは近代的) 当為に対するヘーゲルの理論的批判の表現を、歴史的、政治的に考えている。もしヘーゲルの理論的言表を歴史的・政治的に問うとするならば、状況とヘーゲル個人という関係からではなく、歴史的状況に直面して獲得された思想的成果という場面から批判されねばならないであろう。

\* \* \*

さて、ヘーゲル法哲学に関する全資料(講義録)が出揃い、画期的なイルティンクの問題提起とそれに対する批判も明らかになった今、イルティンクが語るように、ヘーゲル『法哲学』の今後の検討には、少なくとも『法哲学』にも先立つ三つの講義録の研究が不可欠となるが、しかしそれは、「変造された『法哲学』のテキストの信憑性が否認されねばならぬ」(Illing, I, 120) からではなく、これまで未知であった資料も含めた全資料の体系的理論的再検討を迫られているからである。イェンシュケは、今後のヘーゲル法哲学研究についてなされるべき四つの方向を、次のように指摘している。(一)法哲学の時代の政治的現実との対決、(二)論理的体系的、もしくは発展史的観点におけるその構想の内在的批判、(三)法哲学の影響作用史の分析によるその政治的含意の再検討、(四)この含意および法哲学の構想の理論的実行能力に関する他の理論的傾向との対比による分析、である。<sup>(33)</sup> 本小論は統稿において、ヘーゲルの法哲学構想の根底をなす理念を、同時代の政治的現実との関連において発展史的に分析するつもりである。

註

- (1) Georg Wilhelm Friedrich Hegel, Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818-1831, Edition und Kommentar von Karl-Heinz Ilting, 4 Bde, frommann-holzboog, 1973-74, 前初全六巻の子定であるが、一九八四年死去のため、五、六巻は未刊。本書からの引用は、以下、本文中と Ilting の略記と、巻数、頁数の順を示す。
- (2) Henning Ottmann, Hegels Rechtsphilosophie und das Problem der Akkommodation, In: Zeitschrift für philosophische Forschung, 33 (1979), S. 227
- (3) G. W. F. Hegel, Philosophie des Rechts, Die Vorlesung von 1819/20 in einer Nachschrift, hrg. von Dieter Henrich, Suhrkamp, 1983. 以下、本書からの引用は本文中と、Henrich の略記とを示す。
- (4) G. W. F. Hegel, Die Philosophie des Rechts, Die Mitschriften Wannemann and Homeyer, hrg. von Karl-Heinz Ilting, Klett-Cotta, 1983. G. W. F. Hegel, Vorlesungen über Naturrecht und Staatswissenschaft, Nachgeschrieben von P. Wannemann, (Hegel Vorlesungen, Bd 1.) hrg. von W. Bonsiepen, W. Jaeschke, usw., Felix Meiner, 1983.
- (5) Hegels Rechtsphilosophie, im Zusammenhang der europäischen Verfassungsgeschichte, hrg. von Hans-Christian Lucas und Otto Pöggeler, (Spekulation und Erfahrung, Abt II, Bd1.) 最新刊のため、本書では充分眼を通すことができなかった。
- (6) ebenda, S. 7
- (7) ebenda, S. 221
- (8) このようにこのように大まかな紹介は、拙論「ヘーゲルと法哲学をめぐって」一八一九年「倫理学」第四号、一九八六) でされた。
- (9) Hegel, Die Philosophie des Rechts, hrg. v. K.-H. Ilting, op. cit., S. 157 Hegel, Vorlesungen über Naturrecht und Staatswissenschaft, op. cit., S. 192
- (10) Hegel in Berichten seiner Zeitgenossen, hrg. von G. Nicolini, Felix Meiner, 1970, S. 235
- (11) G. W. F. Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, Suhrkamp, 1970 以下、本書からの引用は、本文中と Rph の略記とを示す。
- (12) Hegel, Vorlesungen über Naturrecht und Staatswissenschaft, op. cit., S. 201 Hegel, Die Philosophie des Rechts, hrg. v. K.-H. Ilting, op. cit., S. 162
- (13) R. K. ホッチェンヴァール『ヘーゲルとノロイセン国家』(法政大学出版局)、一九八二、九八頁以下。
- (14) 同書、一一六頁。
- (15) Henning Ottmann, op. cit., S. 238
- (16) Rolf Hortsman, Ist Hegels Rechtsphilosophie das Produkt der politischen Anpassung eines Liberalen? In: Hegel-Studien, Bd. 9 (1974) S. 245
- (17) ebenda, S. 232 f.
- (18) Hegel, Phänomenologie des Geistes, hrg. von J. Hoffmeister, Felix Meiner, 1952, S. 418 f.
- (19) Briefe von und an Hegel, Bd. II, hrg. von J. Hoffmeister, Felix Meiner, S. 219 以下、この書簡集からの引用は、本文中と Br. の略記とを示す。

- (20) Hans-Christian Lucas/Udo Ramail, Furcht vor der Zensur?, In: Hegel-Studien, Bd. 15 (1980)
- (21) W・リーデルの考えに沿って、一八一九年には草稿は最終的に仕上げられなかったと推測している。Vgl. Materialien zu Hegels Rechtsphilosophie, Bd. 1 hrg. von Manfred Riedel, Suhrkamp, 1975, S. 16
- (22) H.Ch. Lucas/U. Ramail, op. cit., S. 80
- (23) ebenda, S. 82
- (24) ebenda, S. 75 ff. なおO・ヤンマーが「したがってクーメンは——彼の他の著作と同様に——草稿執筆をただゆっくりと進めた。そして印刷過程の間で、<sup>24</sup> 新たな新しい検閲規定を考慮せられたらならぬ」と述べている。Vgl. Hegel, Vorlesungen, op. cit., S. XXIX
- (25) ebenda, S. 80, 84
- (26) ebenda, S. 84 f. (25) ebenda, S. 85
- (27) Helmut Schneider, Neue Briefe aus Hegels Berliner Zeit, In: Hegel-Studien, Bd. 7 (1972) S. 100
- (28) H.Ch. Lucas/U. Ramail, op. cit., S. 88 f.
- (29) ebenda, S. 93
- (30) G. W. F. Hegel, Jenaer Realphilosophie, hrg. von J. Hoffmeister, Felix Meiner, 1967, S. 249 f.
- (31) R. Horstmann, op. cit., S. 249 f.
- (32) Hegels Rechtsphilosophie, hrg. von H.Ch. Lucas u. O. Pöggeler, op. cit., S. 221

## Die Entstehung und die Idee von Hegels Rechtsphilosophie (I)

—Kritik an Ilting=These—

Tatsuo MIZUNO

K-H. Iltings Edition "Hegel, Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818-1831" in 4Bde, die im Jahre 1973 und 1974 veröffentlicht wurde, hat das wichtige Problem zur Entstehungsgeschichte der Hegels Rechtsphilosophie gestellt, nämlich das Problem der Umarbeitung der Rechtsphilosophie von 1820 durch "Akkommodation." Diese Iltings Edition war, nach H. Ottmann, eines der Ereignisse der Hegelforschung in diesem Jahrhundert.

Aber im Jahre 1983 sind zwei ganz neue Vorlesungsnachschriften über Hegels Rechtsphilosophie aus Wintersemester 1819/20 in Berlin und aus Heidelberger Zeit, die in der Iltings Edition noch nicht enthalten wurden, veröffentlicht worden. Nun haben wir alle Nachschriften von Vorlesungen über Rechtsphilosophie, die insgesamt siebenmal in Heidelberger und Berliner Zeit gehalten wurden, und also müssen wir das Problem, das vor fast 10 Jahre Ilting gestellt hat, und auch die kritiken daran auf Grund dieser neuen Quellen zusammenfassen, um Hegels Rechtsphilosophie weiter von neuem unter den allseitigen Perspektiven zu untersuchen. Besonders müssen wir die Diskussion über die Bedeutung des Iltings Problems in Beziehung auf Hegels systematische Konzeption der Rechtsphilosophie untersuchen, weil diese Diskussion, wie W. Jaeschke sagt, bisher sich zumeist auf der Ebene der Konfrontation der Rechtsphilosophie mit der politischen Wirklichkeit der Zeit Hegels bewegte und sie noch auf die Frage nach der Einstellung des Individuums Hegels verkürzt wurde. Diese Abhandlung macht eine der Grundlage dafür aus, Hegels Rechtsphilosophie auf Grund solcher neuen Quellen theoretisch und umfassend wieder zu untersuchen.